

協議

【北区長浦地区】エリアバス×タク運行形態の継続及び移行について

1 経過

長浦地区において、バス軸とエリアタクシーを組み合わせることで運行の効率化を図った新しい公共交通システムとして、令和4年10月から運行を開始しました。

このたび利用の実態を鑑み、運行形態を変更するものです。

2 変更点

(1) エリアタクシーについて

エリアタクシーの道路運送法第21条による運行について、令和5年3月31日までとしていましたが、令和5年4月1日からも継続します。

また、道路運送法第21条は運行する期間が原則1年以下の社会実験に対して適用されるため、運行開始1年経過後（令和5年10月）に道路運送法第4条による運行に移行します。

(2) スクールライナー便について

冬季のみの運行であるため、道路運送法第21条による運行が令和5年3月31日に終了しています。

道路運送法第21条は運行する期間が原則1年以下の社会実験に対し適用されるため、冬季運行が再開する令和5年12月より、道路運送法第4条による運行を開始します。

(参考) 道路運送法

(乗合旅客の運送)

第21条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 1 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 2 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。